

4 愛知県行政合理化推進会議設置要綱

	昭和60年6月1日	改正	平成7年5月22日
改正	昭和62年8月1日	改正	平成10年4月1日
改正	昭和62年10月12日	改正	平成10年5月22日
改正	平成元年4月1日	改正	平成11年4月1日
改正	平成3年4月1日	改正	平成11年5月24日
改正	平成3年5月22日	改正	平成11年12月15日
改正	平成4年6月1日	改正	平成12年4月1日
改正	平成6年10月1日	改正	平成12年6月12日
改正	平成6年12月6日	改正	平成13年4月1日

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な県政の実現を推進するため、愛知県行政合理化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、愛知県の行政改革の推進について必要な事項を審議検討する。

(構成)

第3条 推進会議の構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて知事が招集し、知事が座長となって会議を主宰する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

